

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 茨城県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

本県では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にある。発達障害等の特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への適切な指導や必要な支援を充実させるためには、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題であると捉え、研修会の実施等により、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進に向け、取り組んでいる。

このようななか、小学校の通級による指導を受ける児童生徒数は増加傾向にあり、小学校から中学校への学びの連続性のニーズの高まりから、平成29年度から平成30年度にかけて中学校14校に情緒障害、LD、ADHDを対象とした通級指導教室を設置した。さらに、高等学校における通級による指導の制度化に伴い、小学校から高等学校までの切れ目ない支援体制の整備を推進することや、発達障害等の特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への適切な合理的配慮の提供の在り方については、今まで以上に求められており、担当教員の専門性向上や校内支援体制の推進を図ることが喫緊の課題となっている。

そこで、中学校5校、高等学校1校を指定校として、「特別支援教育授業改善アドバイザー」を派遣し、指導方法等について助言を行うことで、通級による指導担当教員の専門性向上や通常学級担任との連携の推進を図るとともに、個別の教育支援計画等の効果的な活用による合理的配慮の決定・提供に関する実践研究に取り組むこととした。

本事業を通して、個々の障害の状態等に応じて将来の自立した生活を見通した特別の指導を関連付けて行う通級による指導の体制を構築するとともに、通常の学級における合理的配慮の好事例を蓄積し、実践事例集としてまとめ、県内に配付することで、事業の成果を広く周知するとともに、県内の特別支援教育の一層の充実を図る。

2. 目的・目標

「特別支援教育授業改善アドバイザー」が、「個々の障害の状態や教育的ニーズの把握」、「個別の教育支援計画等を効果的に活用した合理的配慮の決定・提供」、「自立活動に関する指導方法」等に関する助言・援助を行うことにより、授業改善や担当教員の専門性向上を図る。

また、通常の学級における、個別の実態把握に基づいた適切な合理的配慮の提供や、通級による指導との関連について実践研究に取り組み、指定校の取組の成果を共有することにより、校内外の特別支援教育の一層の充実を図る。

3. 主な成果

(1) 「特別支援教育授業改善アドバイザー」の派遣による指定校への支援

ア. 通級による指導担当教員の専門性向上

指定校1校につき、「特別支援教育授業改善アドバイザー」を15回程度派遣し、1回の派遣につき3時間程度の助言等による支援を実施した。全指定校で延べ90回の派遣をとおして、通級による指導の授業参観、通級による指導担当教員や管理職、特別支援教育コーディネーター等による研究協議等を実施した。

生徒の実態把握や困難の要因として考えられる背景について、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の具体的な助言等のもと、PDCAサイクルによる授業改善や個別の教育支援計画の見直しを行うことで、通級による指導担当教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができた。

イ. 通常の学級担当教員の授業改善及び特別支援教育に関する理解推進

「特別支援教育授業改善アドバイザー」による通常の学級の授業参観を実施し、「通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な生徒の実態把握や支援方法」や「通常の学級の生徒全員が分かりやすい授業」について、通常の学級担当教員へ助言等を行ったことで、PDCAサイクルによる授業改善を推進することができた。

また、通常の学級担当教員は、通級による指導の対象生徒について、通級による指導担当教員と情報交換を密に行ったり、提供する合理的配慮について共通理解を図ったりすることで、自身の特別支援教育に関する専門性を高めることができた。

ウ. 学校、地域における特別支援教育に関する研修の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」は、指定校の校内研修において発達障害や合理的配慮について講義を行ったり、特別支援教育に関する指定校を中心とした地区ごとの研修会等において、公開授業の助言等を行ったりしたことで、学校、地域における特別支援教育に関する研修が充実した。

(2) 指定校における実践研究の充実

ア. 個別の指導計画・個別の教育支援計画

生徒の実態に応じた個別の指導計画・個別の教育支援計画の内容や様式について、学校の実情や生徒の障害等の状況に応じた工夫・改善を行うことにより、校内支援会議等における効果的な活用や、支援の充実を図ることができた。

イ. 合理的配慮の好事例の蓄積

各指定校では、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言等を活用し、本人に必要とされる合理的配慮について、本人・保護者に丁寧に説明して合意形成を図り、合理的配慮を提供することができた。

通級による指導担当教員は、生徒本人による意思の表明が難しい場合でも、生徒の状態に応じて適切と思われる合理的配慮を提案し、本人・保護者との良好な人間関係のもとに建設的対話を働きかけ、合意形成を図ることができた。

対象生徒は、授業場面や学校生活を送る上で、合理的配慮により心理的な不安が軽減されたり、学びやすさが保障されたりしたことで、学習上又は生活上の困難の改善を図ることができた。

(3) 発達障害に関する合理的配慮研究事業運営委員会の運営

指定校において「合理的配慮研究事業運営委員会」を延べ6回実施し、指定校や地域における事業の取組状況についての把握や、取組内容に関する指導・助言を行うとともに、指定校を所管する各教育事務所指導主事に対する事業執行上の指導・助言を行うことで、事業の目的の共通理解や地域の実情に応じた取組の充実を図ることができた。

(4) 成果報告会及び合理的配慮実践事例集による成果の普及

ア. 成果報告会による事業の成果の周知

平成31年2月、市町村教育委員会特別支援教育担当指導主事、中学校通級指導教室設置校、高等学校特別支援教育コーディネーター等を対象にした成果報告会を実施した。

成果報告会では、通級による指導の実際や合理的配慮の提供までのプロセス、合理的配慮の具体例、学校全体で特別支援教育に取り組む校内支援体制について等、各指定校の実践を發表し合い、本事業の取組と成果の周知を図ることができた。

イ. 合理的配慮実践事例集

各指定校の事例による合理的配慮実践事例集を3,000部作成し、県内の国公私立の幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校等に配付し、本事業の成果の周知を図った。

また、次年度、市町村教育委員会指導主事や若手教員、管理職等を対象にした特別支援教育に関する研修会等で周知を図り、各学校等における効果的な活用を図る。

ウ. 成果の検証

茨城県教育情報ネットワークのアンケート機能を活用し、各指定校における研修会等への参加者延べ170名から回答を得た。

参加者からは、「指定校の具体的な取組を自校に生かしていくこと」、「指定校を中心に地域の学校等を含めた研修会の実施により、地域全体の特別支援教育についての専門性の向上が図られたこと」等、事業の成果が大いに感じられる感想が寄せられた。

成果報告会のアンケート結果においては、「合理的配慮の提供」、「特別支援教育に関する校内支援体制の推進」について、「大変参考になった」「参考になった」に98%の回答が得られた。また、「通級による指導の実際」、「個々の生徒の的確な実態把握」について、「大変参考になった」「参考になった」に約90%の回答が得られた。

今後は成果報告書を研修会等で活用することで、事業の成果の検証を行っていく。

4. 拠点校における取組概要

(1) 拠点校 1 大洗町立第一中学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
- (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を15回派遣した。拠点校においては、近隣の小学校や高等学校の職員を対象にした研修会を2回実施し、「特別支援教育授業改善アドバイザー」による講義等をとおして、拠点校における校内支援体制の充実や、拠点校を中心とした地域の特別支援教育に関する専門性向上を図った。

また、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言をもとに、個別の教育支援計画の様式を見直し、学校の実情に応じて活用できるような工夫・改善を図った。

通常の学級においても、「特別支援教育授業改善アドバイザー」が授業参観を行い、生徒の実態把握や支援方法について助言をしたり、合理的配慮や、ユニバーサルデザインについて講義を行ったりしたことで、通常の学級担当教員の意識が、前面黒板に授業の流れを示すなど、分かりやすい学習環境づくりに努めることができた。

(イ) 事例対象生徒への支援

自分の気持ちを伝えることが苦手であり、失敗や叱責された経験が多く、二次障害によるコミュニケーションの困難さが見られた。そこで、傾聴を大切にし、対象生徒に共感的理解をしたり、感情を言葉にして表現できるように関わったりすることで、生徒が自分から気持ちを伝えようとする態度が身に付けられるように心理面に配慮した支援を行った。

また、対象生徒の学習面や生活面で困難さのある状態を把握しながら、少しずつできることを増やし、選択や自己決定ができるような場を取り入れ、自己有用感を高めることについて支援した。

(ウ) 合理的配慮の実践

・【合理①—1—1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自己選択・自己決定の機会を設け、自分の気持ちや意見が尊重される体験を重ねることができるように支援した。また、学習活動の流れを黒板に掲示して視覚化して示し、授業に見通しをもたせる配慮により、学習課題に取り組むことができるようになった。

・【合理①—2—2】学習機会や体験の確保

予定の変更に対し、生徒が自らの力で解決できる力を身に付けるために、事前に学校行事等の予定や活動内容を伝えた。

・【合理①—2—3】心理面・健康面の配慮

家庭と学校が同じ関わり方ができるよう、生徒の支援の方針や対応の仕方について、保護者と共通理解のもとに支援し、生徒が安心感をもって学校生活を送ることができるようにした。

(2) 拠点校 2 日立市立大久保中学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
 - (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究
- ③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究
 - (キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を13回派遣し、通級による指導の授業参観を通して、実態把握の方法や、支援方法について等の助言を行った。「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言の内容については、校内委員会や職員会議等で教職員に周知し、共通理解を図った。また、職員研修における発達障害についての講義を通して、通級指導教室担当者を含め、学校全体の特別支援教育に関する専門性の向上に寄与した。

通級による指導担当教員は、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言のもとに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を見直すとともに、通常の学級担当教員と通級による指導担当教員が生徒に関する情報や指導方法についての共有化を図った。情報共有が充実したことで、通常の学級において、問題数や書く内容に配慮したワークシートが活用され、対象生徒の学習に対する意欲を高めることができた。

拠点校においては、市内の特別支援学校による巡回相談や、教育相談員、スクールカウンセラーと連携を図った校内支援体制のもと、支援を行った。

(イ) 事例対象生徒への支援

学習障害の疑いがあり、国語が苦手で不安感が強いことなどから、不登校傾向や、学習に対する意欲をもつことが難しい状況にあった。そのため、確実に習得できる学習内容への変更や、課題の問題数を少なくする配慮、できる課題から取り組む学習の順番の配慮により、達成感を味わうことができる支援を行った。

また、先を見通して活動することが苦手である傾向が見られることから、授業の流れを掲示し、見通しがもてるような支援を行った。また、自分の思いを伝えるために、自分に合った表現方法で気持ちを表現することや、安心感がもてる支援を行った。

(ウ) 合理的配慮の実践

- ・【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

活動内容や、学習課題に取り組む順番を生徒が選択できる場面を設ける配慮を行うことで、自己肯定感を高め、学習に意欲的に取り組むことができるように支援した。

- ・【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

穴埋め問題のワークシートを活用するなど、学習内容の変更・調整を行った。

- ・【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

掲示物などの視覚を活用した情報を提供することで、自分のやりやすい方法でコミュニケーションがとれるような配慮を行った。

- ・【合理①-2-3】心理面・健康面の配慮

学級担任や保護者と連携し、生徒が不安な気持ちが強い状況の時には、不安を軽減するための時間を設ける配慮を行った。

(3) 拠点校3 鹿嶋市立高松中学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を17回派遣し、通級指導教室担当者及び通常の学級担当教員を対象にした研究協議を実施し、学校全体で取り組む校内支援体制の構築を推進することができた。

通級による指導の担当者は、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言を受け、校内における合理的配慮についての理解啓発を図るため、「特別支援教育通信」を作成し、定期的に発行した。合理的配慮についての理解啓発が推進されたほか、個別の指導計画及び個別の教育支援計画についての共通理解を図ることができた。

提供する合理的配慮については、状況を通常の学級担任、特別支援学級担当者、通級による指導担当教員が互いに評価を行い、RPDCAサイクルによる支援の改善を図ることができた。

(イ) 事例の対象生徒への支援

通常の学級においては、説明や指示が複雑になると理解することが難しいことがあるため、全体指示の後に個別の指示を行い、指示の内容を確認する支援を行ったり、授業の流れを提示して見通しをもたせる支援を行った。

また、文字枠を大きくしたワークシートや、用途別のファイルを用意し、自分で学習用具を分類し、自ら学習に取り組めるような支援を行った。

(ウ) 合理的配慮の実践

- ・【合理①－1－1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

集中して授業に取り組むことができるための座席位置の配慮や、個別の指示、授業の流れを掲示して見通しをもって活動に取り組むことができる配慮を行った。

- ・【合理①－2－1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

ワークシートや教科書に振り仮名を記入することで、内容の理解を促すような配慮や、操作性のある教材を用い、生徒が覚えやすい方法で学習に取り組むことができるような配慮を行った。

- ・【合理①－2－2】学習機会や体験の確保

生徒の興味・関心が高く、得意な面を表現できる活動を設けることで、学習活動に参加できる機会を確保できるような配慮を行った。

- ・【合理①－2－3】心理面・健康面の配慮

通常の学級担当教員と、友達とトラブルがあった場合の情報共有を図り、共通理解のもとに支援を行うことで、生徒が安心して適切な関わり方を身に付けることができるような配慮を行った。

(4) 拠点校 4 土浦市立土浦第二中学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
 - (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究
- ③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究
 - (キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を12回派遣し、通級による指導の授業参観や通級による指導担当教員等との研究協議、職員研修等を実施した。通級による指導担当教員は、対象生徒の認知特性や、学習上や生活上の困り感などについて、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の専門的な見地からの指導・助言を活用することで、授業改善を図ることができた。

対象生徒は小学校で不登校傾向があり、新しい状況に不安が強いことから、中学校入学前に保護者も一緒に教育相談を実施することで、中学校生活に安心感や見通しをもって受け入れることができるようにした。また、小・中学校の通級による指導担当教員が定期的に情報交換を行うことで、校種間の切れ目ない継続的な支援体制が推進された。

支援内容については、市が乳幼児期から成人まで一貫した支援ができるように作成している「相談支援ファイルつちうら」に記入し、研修会や情報交換会で活用することで情報共有を円滑に進めることができた。

また、通常の学級において、通級による指導で用いられている教材や教具が取り入れられ、対象生徒にとって適切な合理的配慮が提供されるとともに、全ての生徒にとって分かりやすい授業づくりへと授業改善が図られた。

(イ) 事例の対象生徒への支援

対象生徒は小学校で不登校傾向があり、集団生活に不安を強く感じることから、不安を軽減するための配慮を行ったり、書くことの苦手さがあることから、書く量の調整や書く時間を確保したりする配慮を行った。

通級による指導担当教員との信頼関係をもとに、生徒の状態に応じた目標を達成し、成功体験を重ねていくことで、不登校傾向の改善が図られた。

(ウ) 合理的配慮の実践

- ・【合理①－1－1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
学習用具を学校に保管することで登校の負担を軽減する配慮を行った。
- ・【合理①－1－2】学習内容の変更・調整
書く時間の確保を行ったり、週時程を変更したり、学習内容の調整を図った。
- ・【合理①－2－1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮
プリントの文字をユニバーサルデザインのフォントで統一する配慮を行った。
- ・【合理①－2－3】心理面・健康面の配慮

登校スケジュールを自分で決めることで、安心感がもてる配慮を行った。

(5) 拠点校 5 結城市立結城中学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
- (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を17回派遣し、通級による指導の参観、助言、通級による指導担当教員との研究協議等を行った。個別の教育支援計画について、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言をもとに見直しを進め、保護者との連携や卒業時の引継ぎに活用できるように変更するとともに、提供する合理的配慮について明記する欄を設け、改善を図った。

また、校内支援体制の充実を図るために、校内の教職員全体の指導力向上を図る研修会を実施した他、拠点校を中心として、市内の特別支援教育担当者、教育事務所管内の通級による指導担当教員を対象に、県教育研修センターの校内研修支援訪問を活用した研修会を2回実施した。個別の指導計画の作成や、発達障害の可能性のある生徒に対する合理的配慮の在り方、特別支援学級・通級による指導と通常の学級との連携など、テーマに基づいた講義・演習、研究協議を通して、地域における特別支援教育の推進が図られた。

(イ) 事例の対象生徒への支援

対象生徒は、心理的な安定やコミュニケーションに困難を抱え、不登校傾向にあることから、対人関係スキルや社会生活上の基本的な知識・技能を身に付けるための学習を行った。

「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言をもとに、自分で決めた課題に取り組む達成感を味わうことができる支援を行った。登校後、一日の予定を自己決定したり、ホワイトボードを活用し、教師の説明を分かりやすく伝えたり、生徒の実態に応じた手立てを講じて支援した。

(ウ) 合理的配慮の実践

- ・【合理①－1－1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

生徒が学習上又は生活上の困難を、自分から友達や教員に伝え、一緒に対応を考えることで困難の克服ができるように支援した。自分で授業に参加できる場所や方法を選択できるような配慮を行った。

- ・【合理①－2－2】学習機会や体験の確保

事前に学校行事等の予定や活動内容を伝えたり、待ち時間を過ごす場所を提供したり、生徒が参加しやすい環境を整え、学習機会や体験が確保できる配慮を行った。

- ・【合理②－1】専門性のある指導體制の整備

「特別支援教育授業改善アドバイザー」による助言を活用するとともに、校内研修等により全教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図った。

- ・【合理③－2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
生徒が不安を感じて、通常の学級での学習が難しい場合には、安心して過ごすこと

ができる場所を提供する配慮を行った。

(6) 拠点校 6 茨城県立水戸南高等学校

ア. 取組項目

- ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまづきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究
 - (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究
- ③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究
 - (キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

イ. 取組概要

(ア) 校内支援体制の充実

「特別支援教育授業改善アドバイザー」を15回派遣し、授業参観や特別支援教育コーディネーターとの研究協議等を実施した。「特別支援教育授業改善アドバイザー」は、実態把握や支援方法についての助言を行うほか、校内研修等で、特別支援教育の動向や発達障害の特性、支援方法等についての講義等を実施したことで、教職員全体の特別支援教育の専門性向上が図られた。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画について、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言により検討を重ね、生徒の実態や学校の実情を踏まえた様式にした。個別の指導計画、個別の教育支援計画に基づいた目標や支援方法、合理的配慮については、職員会議において周知を図り、共通理解のもと支援を行った。

さらに、「通級指導検討委員会」を立ち上げ、毎月実施することにより、特別な教育的ニーズのある生徒の実態把握や適切な支援方法や、個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容について、教職員の共通理解を図り、校内の支援体制の整備を進めた。

(イ) 事例の対象生徒への支援

全体指示を聞いて行動することが難しいことから、複数の教員による支援体制とし、個別に指示を行うことができるようにした。また、ワークシートの課題に取り組む時には、ワークシート一枚の問題数を調整することで、学習に集中して取り組むことができるようにした。

特別支援教育コーディネーターは、社会人相談員と連携し、安心できる人間関係の形成を図り、対象生徒が場に応じた適切な態度や困難な状況への対応を身に付け、得意教科の授業へ参加できるように促す支援を行った。

(ウ) 合理的配慮の実践

- ・【合理①-1-1】学習上または生活上の困難を改善・克服するための配慮

生徒自身が困っていることについて、周囲の友達から助けを求められるように支援するとともに、周囲の友達に対象生徒について理解を促す支援を行った。

- ・【合理①-2-2】学習機会や体験の確保

学校行事の際には、事前に活動内容を知らせ、見通しをもつことができるように配慮し、生徒が自分で参加できる内容について自己決定できるように支援を行った。

- ・【合理②-2】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

職員会議で個別の指導計画、個別の教育支援計画の目標や支援内容の共通理解を図るとともに、特別支援教育の動向や関係法令、制度について記載した「コーディネーターだより」により、教職員の理解啓発を図った。

5. 今後の課題と対応

(1) 合理的配慮決定のプロセスの明確化

本年度、「特別支援教育授業改善アドバイザー」の助言等により、通級による指導の充実や拠点校を中心とした特別支援教育に関する専門性向上や、合理的配慮についての理解推進を図ることができたことは、成果の一つととらえることができる。

しかし、全教職員の取組により特別支援教育を推進していくためには、通常の学級担任の特別支援教育に関する理解や発達障害等の特性の理解、支援内容・方法の理解が大切であることから、校内支援体制の一層の充実が求められる。

また、合理的配慮の提供においては、生徒の自己肯定感の高まりや相互理解の促進、教員の指導力の向上につながることを踏まえ、組織的なPDCAサイクルによる合理的配慮の決定・提供のプロセスを明確にすることも必要である。合理的配慮の決定・提供のプロセスについて、各拠点校がしっかりと理解したうえで取り組んでいくことが求められる。

今後は、通常の学級担任の特別支援教育に関する理解や発達障害等の特性の理解が推進されるように、校内研修等を引き続き実施し、全教職員の取組による校内支援体制が一層充実できるようにケース会議等を実施するなど、研修内容の工夫が必要である。

さらに、拠点校を所管する市町村教育委員会、教育事務所等との連携を図り、各拠点校に事業執行上の助言を行うことで、合理的配慮の決定・提供のプロセスについての理解推進を図り、好事例の蓄積を目指したい。

(2) 校種間の円滑な接続に向けた、個別の教育支援計画の効果的な活用

拠点校においては、個別の指導計画や個別の教育支援計画の様式、内容等が検討されるとともに、各校の実情に応じたものへと見直しを図ることができた。

本事業の取組を通して得られた、生徒一人一人に対する合理的配慮の提供を、適切に引き継ぐために、今後は個別の教育支援計画への記載方法や、円滑な校種間等の引継ぎの方法等の具体策について研究を深め、切れ目ない支援体制及び事業の一層の充実を図ることが必要である。

6. 拠点校について

(中学校)

指定校名：大洗町立第一中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	85		3		84		3		96		3	
特別支援学級	5		2		6		2		6		2	
通級による指導 (対象者数)	7		1		0		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	2	1	0	6	1	1	0	4	36

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害

(中学校)

指定校名：日立市立大久保中学校													
	第1学年				第2学年				第3学年				
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数		
通常の学級	162		5		150		5		185		6		
特別支援学級	4		3		7		3		9		3		
通級による指導 (対象者数)	2		0		3		0		3		0		
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教 諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計	
教職員数	1	1	0	2	6	1	0	5	1	1	1	0	37

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD・ADHD

(中学校)

指定校名：鹿嶋市立高松中学校													
	第1学年				第2学年				第3学年				
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数		
通常の学級	34		1		33		1		46		2		
特別支援学級	2		1		0		0		4		1		
通級による指導 (対象者数)	0		0		4		1		2		0		
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計	
教職員数	1	1	0	1	2	1	0	2	1	0	0	0	18

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD・ADHD

(中学校)

指定校名：土浦市立土浦第二中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	125		4		132		4		144		4	
特別支援学級	2		2		5		2		5		2	
通級による指導 (対象者数)	2		1		1		1		1		1	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	22	1	0	4	1	2	1	0	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害

(中学校)

指定校名：結城市立結城中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	188		6		195		6		186		6	
特別支援学級	7		1		7		1		11		2	
通級による指導 (対象者数)	0				2				4			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2	0	33	1	0	4	1	1	0	0	43

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害

(高等学校)

指定校名：茨城県立水戸南高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年				
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
定時制	普通科(昼間制)	73	2	82	2	54	2	15	2			
定時制	普通科(夜間制)	16	1	15	1	15	1	11	1			
通信制	普通科	113	6	173	6	152	6	486	6			
通信制	ライフデザイン科	35	1	23	1	20	1					
通級による指導 (対象者数)		0		3		0		0				
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	3	0	65	2	1	31	7	0	1	10	121

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3人

※通級による指導の対象としている障害種：LD、情緒障害

7. 問い合わせ先

組織名：茨城県教育委員会

- (1) 担当部署 茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課
- (2) 所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
- (3) 電話番号 029(301)5280
- (4) FAX 番号 029(301)5289
- (5) メールアドレス tokukyo@pref.ibaraki.lg.jp